



平成26年度 藤沢市美化・リサイクル推進ポスター 最優秀賞受賞作品

平成27年度 藤沢市美化・リサイクル推進ポスター 最優秀賞受賞作品

平成28年度 藤沢市美化・リサイクル推進ポスター 最優秀賞受賞作品



# 藤 沢 市 一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画 ( 概 要 版 )

令和4年3月

神奈川県 藤沢市



平成29年度 藤沢市美化・リサイクル推進ポスター 最優秀賞受賞作品

平成30年度 藤沢市美化・リサイクル推進ポスター 最優秀賞受賞作品



令和元年度 藤沢市美化・リサイクル推進ポスター 最優秀賞受賞作品

令和2年度 藤沢市美化・リサイクル推進ポスター 最優秀賞受賞作品

令和3年度 藤沢市美化・リサイクル推進ポスター 最優秀賞受賞作品





## 目 次

第1章 計画改定の基本的な考え方 .....	1
第1節 計画改定の目的 .....	1
第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ .....	1
第3節 計画期間 .....	1
第2章 地域概況 .....	省略
第3章 ごみ処理基本計画 .....	2
第1節 ごみ処理の現状と課題 .....	2
1 ごみ処理フロー .....	2
2 ごみ排出量及び原単位 .....	3
3 ごみ処理の評価の比較 .....	3
4 旧計画中間目標値の達成状況.....	4
5 国、神奈川県的目標値との比較 .....	4
6 ごみ処理の課題 .....	4
第2節 ごみ処理に係る数値目標 .....	6
第3節 ごみ処理基本計画 .....	7
1 施策体系 .....	7
2 重点施策 .....	8
第4章 食品ロス削減推進計画 .....	9
第1節 計画策定の趣旨 .....	9
1 計画策定の背景と目的 .....	9
2 計画対象 .....	9
第2節 食品ロスの現状と課題 .....	9
1 食品ロスの発生量 .....	9
2 食品ロス削減に関する市民アンケート .....	10
3 食品ロス削減に向けた課題 .....	10
第3節 食品ロス削減に係る数値目標 .....	10
第4節 食品ロス削減推進計画 .....	11
1 施策体系 .....	11
2 重点施策 .....	11
第5章 生活排水処理基本計画 .....	12
第1節 生活排水処理の現状 .....	12
1 生活排水処理システム .....	12
2 生活排水処理形態別人口の推移 .....	12
3 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬量 .....	13
4 旧計画の推計値との比較 .....	13
5 生活排水処理の課題 .....	13
第2節 生活排水処理に係る数値目標 .....	14
第3節 生活排水処理基本計画 .....	14
1 施策体系 .....	14
第6章 計画の進行管理 .....	15



# 第1章 計画改定の基本的な考え方

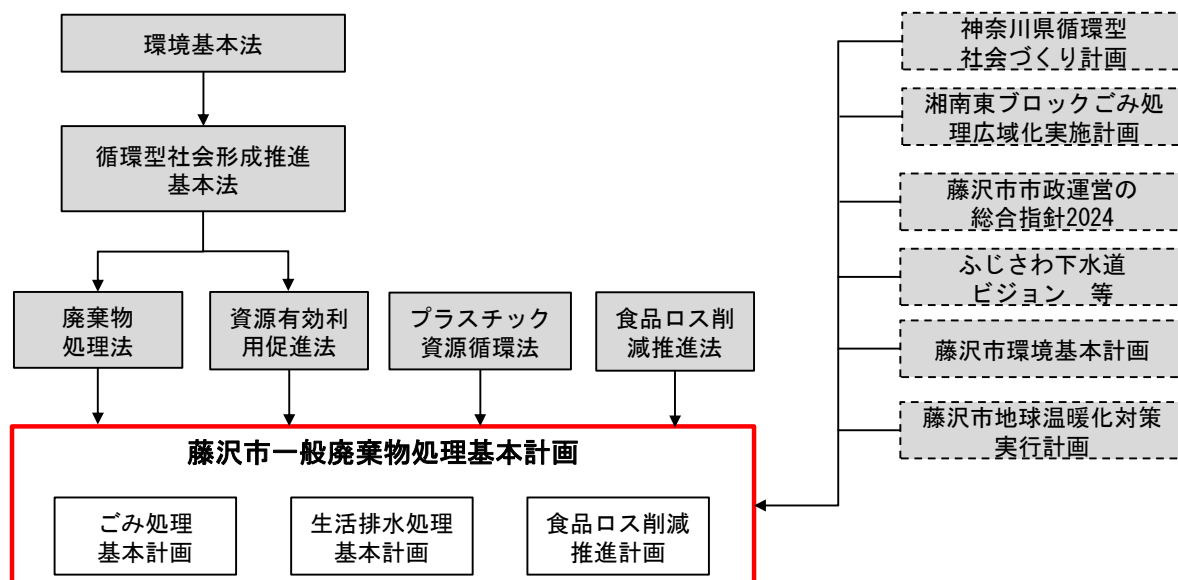
## 第1節 計画改定の目的

今回改定するごみ処理基本計画及び生活排水処理基本計画（以下、「本計画」とする。）は、旧計画（平成29年3月策定）から5年が経過し、中間目標年度における計画目標の達成状況、社会経済情勢の変化などを踏まえ、これまでの施策の評価を行うとともに、目標年度を令和13年度に設定して、旧計画の見直しを行うものです。

本計画では、旧計画の評価やごみ排出量の目標値、新しく施行された法律や諸計画を踏まえた施策（プラスチックごみ削減や地球温暖化対策など）や食品ロス削減推進計画などを記載しています。

## 第2節 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

本計画は、以下の法令や諸計画と整合を図りながら策定します。また、今年度は、湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画も同時に改定となるため、決定した整備方針等を本計画に反映させています。

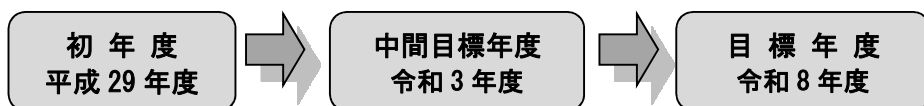


## 第3節 計画期間

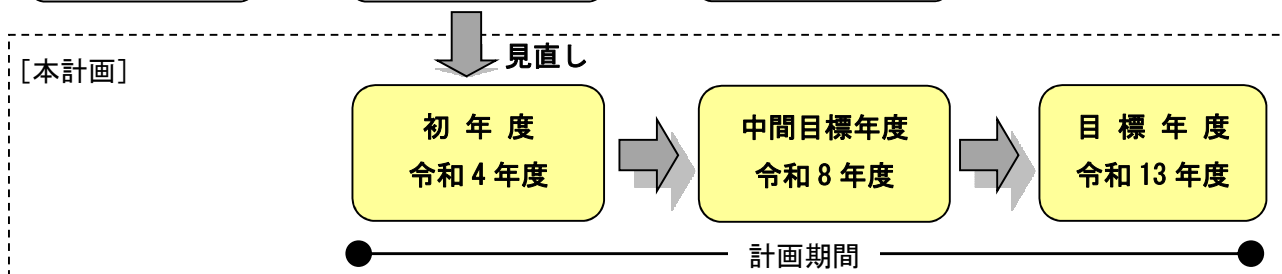
計画期間は、令和4年度を初年度とした10年間で、目標年度を令和13年度とします。

計画期間中は、中間目標年度である令和8年度に、計画の進捗状況の評価、見直しを行います。

[旧計画]



[本計画]



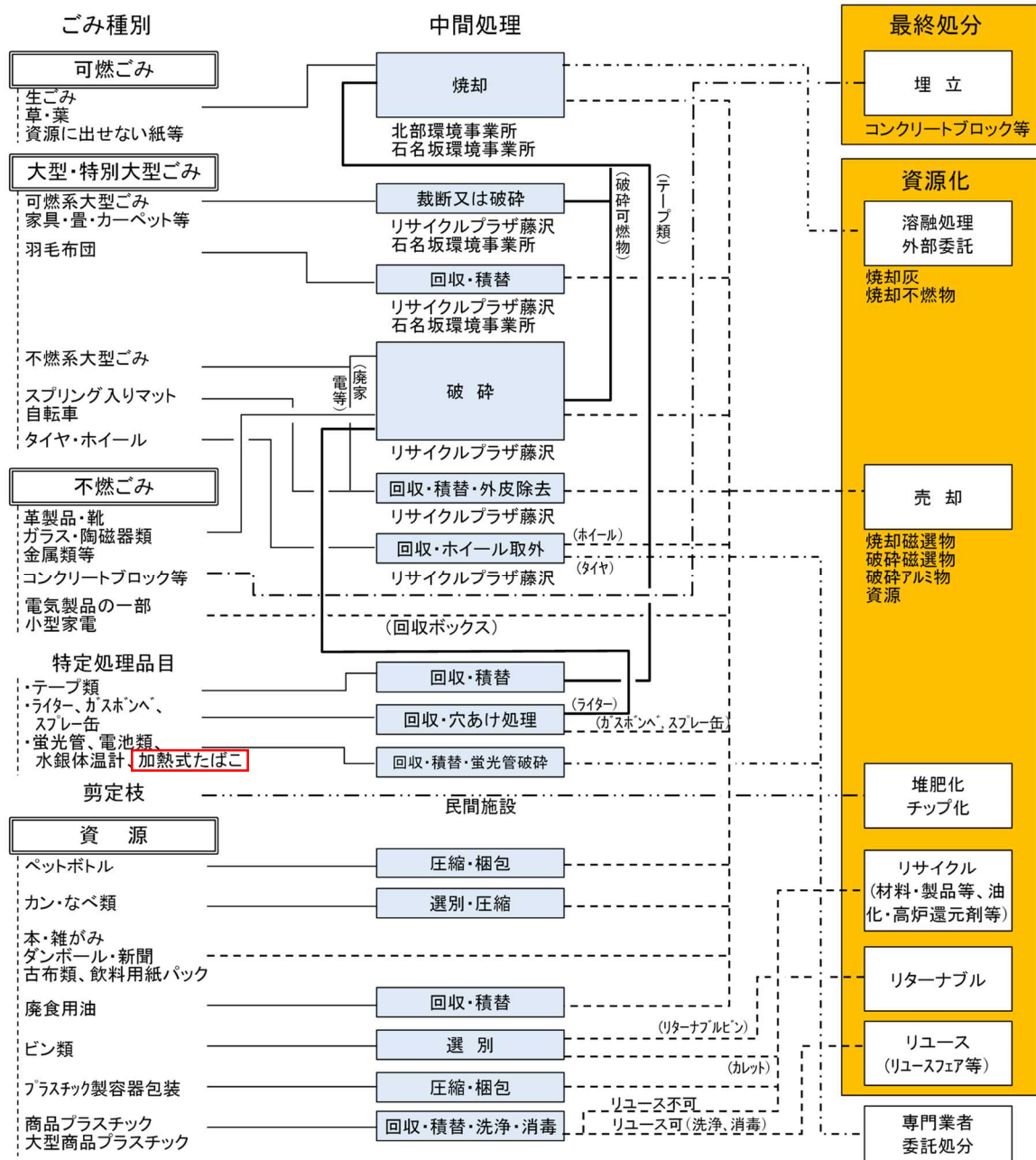
# 第2章 地域概況（省略）

# 第3章 ごみ処理基本計画

## 第1節 ごみ処理の現状と課題

### 1 ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理の流れは下図のとおりです。家庭系ごみとして定期的に収集されるごみの分別区分は、可燃ごみ、大型・特別大型ごみ、不燃ごみ、資源の4区分24分類です。



[市で収集・処理できないもの]

**危険物・処理困難物** ..... 販売店・専門業者対応

・医療系廃棄物、バッテリー、薬品類、ピアノ・電子オルガン等の鍵盤楽器類(ピアノ線の弦を使用しているもの)、塗料、廃油、プロパンガスボンベ(10kg以上)、土砂類、石等

**メーカーリサイクル対象品** ..... 各リサイクル処理事業者等

・家電リサイクル対象品(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、衣類乾燥機)、パソコン、オートバイ、消火器

[市と民間事業者での協定等に基づき資源化するもの]

**民間事業者** ..... 各リサイクル処理事業者等

・小型家電、パソコン、剪定枝等

※赤枠は旧計画に対し、追加された項目です。

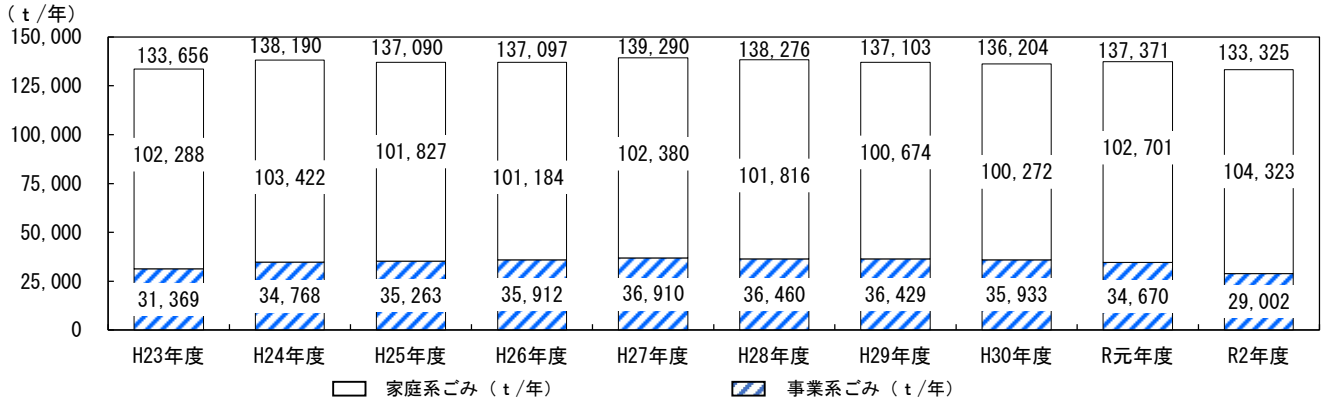
## 2 ごみ排出量及び原単位

### (1)ごみ排出量

家庭系ごみ排出量は、平成 23 年度に対し令和 2 年度に 2,035t/年（2.0%）増加しています。

事業系ごみ排出量は、平成 23 年度に対し令和 2 年度に 2,367t/年（7.5%）減少しています。

令和 2 年度の家系系ごみと事業系ごみの割合は、家庭系ごみ約 78%に対し事業系ごみ約 22%で、平成 23 年度以降、ほぼ同様の割合で推移しています。

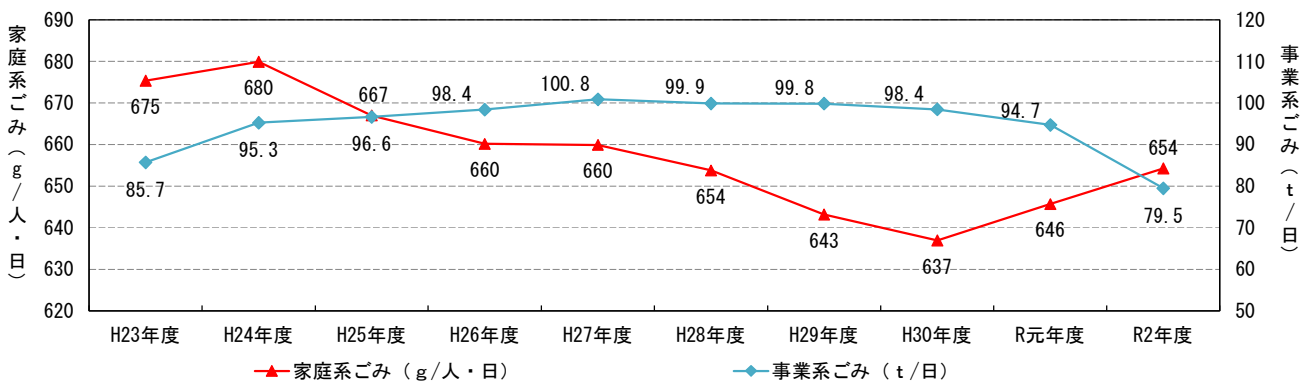


### (2) ごみ原単位

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（原単位）は、平成 30 年度までは減少傾向でしたが、その後、増加傾向に転じています。

1日当たりの事業系ごみ排出量（原単位）は、平成 24 年度以降ほぼ横ばい傾向でしたが、令和 2 年度は急激に減少しています。

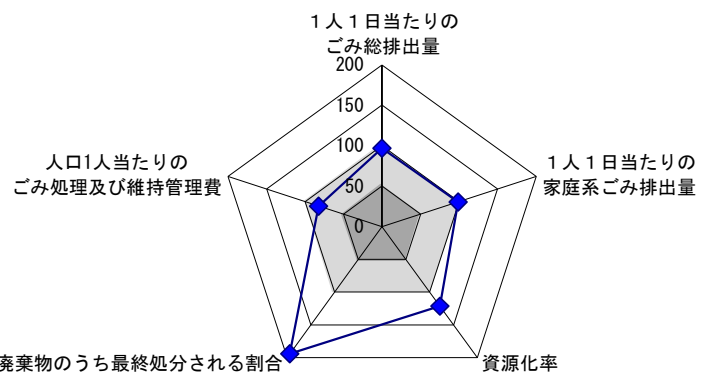
これらの要因は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言等を受け、飲食店等の休業や時短営業、また、家庭での生活時間が増えたなど、生活様式の変化が影響しているものと考えられます。



## 3 ごみ処理の評価の比較

本市のごみ処理に係る指標と類似自治体の平均値（指標 100）を比較した結果、本市の「1人1日当たりのごみ総排出量」、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」はほぼ同等です。

「資源化率」はやや大きく、「人口1人当たりのごみ処理及び維持管理費」は小さく、その一方で、「廃棄物のうち最終処分される割合」は、非常に大きく、焼却灰の灰溶融処理がそれぞれに寄与していると考えられます。



※1：平均値は藤沢市を除いた類似自治体の値

※2：指数の見方

- ①排出量：指標が大きいほど、排出量が少ない。
- ②資源化率：指標が大きいほど、資源化率が高い。
- ③費用：指標が大きいほど、経費が少ない。
- ④割合：指標が大きいほど、処分量が少ない

【資料：令和元年度環境省実態調査結果環境省市町村一般廃棄物処理システム】

#### 4 旧計画中間目標値の達成状況

旧計画中間目標値と令和 2 年度の実績値を比較した結果、全ての指標において目標を達成しており、計画どおりに進捗しています。

指標	旧計画 中間目標値 令和 3 年度	実績値 令和 2 年度	達成 状況	比較結果
①排出抑制目標 (市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量)	895 g 以下	836 g	○	59 g 少ない
②資源を除くごみの減量目標 (市民 1 人 1 日当たりの要処理量)	693 g 以下	635 g	○	58 g 少ない
③資源化率				
資源化率Ⅰ	24.3%以上	25.9% (25.8%)	○	1.6 ポイント高い
資源化率Ⅱ	32.4%以上	33.9% (33.7%)	○	1.5 ポイント高い
④最終処分率	0.2%以下	0.08%	○	0.12 ポイント低い
⑤事業系ごみ排出量	38,200t 以下	29,002t	○	9,198t 少ない

※旧計画の資源化率の定義を見直し、本計画の資源化率の計画対象は本市の処理施設で資源化しているものを対象とします。

※資源化率Ⅰ及びⅡの実績値の上段は旧計画の定義に基づいて算出した数値です。

算定式：資源化率Ⅰ=(資源回収量+処理過程からの資源化量+その他家電リサイクル量+処理困難物)/ごみ排出量

資源化率Ⅱ=(灰溶融等資源化率+資源回収量+処理過程からの資源化量+その他家電リサイクル量+処理困難物)/ごみ排出量

下段の( )内の数値は、本計画の定義(本市施設で処理できない処理困難物を除く)に基づいて算出した数値です。

#### 5 国、神奈川県のごみ処理の目標値との比較

国、神奈川県のごみ処理の目標値と比較した結果、国の目標値を一部達成していない項目があります。

計画	項目	目標の 設定内容	各年度における本市の環境 省一般廃棄物 処理実態調査 結果	目標の設定内容 を踏まえた市の 目標値	令和 2 年度 の実績値	達成 状況	
国	第四次循環型社会 形成推進基本計画 【計画目標年度： 令和 7 年度】	1 人 1 日当たりのごみの排出 量(集団回収を加えたもの)	約 850 g/人・日	-	850 g/人・日	836 g/人・日	○
		1 人 1 日当たりの家庭系ごみ の排出量(集団回収量・資源 ごみ等を除いた値)	約 440 g/人・日	-	440 g/人・日	453 g/人・日	×
		再生利用量の割合	約 28%	-	28%	33.7%	○
		ごみ排出量	平成 24 年度比で 12%削減	138,190t	121,607t	133,325t	×
県	神奈川県循環型社会 づくり計画 【計画目標年度： 平成 32 (令和 2) 年度】	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ 排出量	500 g/人・日	-	500 g/人・日	654 g/人・日	×
		資源化率	約 27%	-	27%	33.7%	○
		最終処分量	平成 24 年度比で 約 14%削減	199t	171t	110t	○
神奈川県循環型社会 づくり計画 【計画目標年度： 令和 3 年度】	1 人 1 日当たりの家庭系ごみ 排出量	664 g/人・日	-	664 g/人・日	654 g/人・日	○	

※廃棄物処理基本方針の目標値は平成 28 年度に掲げられた目標値です。なお、令和 2 年度以降は第四次循環型社会形成推進基本計画等の目標を参考にして施策を推進するとされています。

#### 6 ごみ処理の課題

##### (1) 発生・排出

本市から排出される家庭系ごみ及び事業系ごみの原単位は、コロナ禍までは減少傾向を示しています。旧計画及び県の目標値は達成できており、これまで行ってきた施策等の効果が現れているものと考えられますが、国の目標値は未達成の項目もあることから、引き続き施策を継続、強化する必要があります。



## (2) 収集・運搬

災害時やコロナ禍では一時的に収集量が増えていることから、引き続き、高齢化社会への対応や災害時の対応など、状況に応じた収集・運搬体制を検討していく必要があります。

## (3) 処理・処分

本市が所有する焼却施設である石名坂環境事業所は稼働開始から 37 年、北部環境事業所は 14 年経過しています。平成 28 年に策定した「藤沢市焼却施設整備基本構想」及び「焼却施設整備基本計画」に基づき、施設整備を進め、本市から発生する可燃ごみの処理を停滞させることなく、生活衛生上適正に処理する必要があります。また、適正な維持管理及び運転管理を進め、施設の安定稼働を継続する必要があります。

## (4) 最終処分

市内に新たな最終処分場を確保することは非常に困難であるため、今後も女坂最終処分場の延命化を継続して行うことが必要です。また、女坂最終処分場を長期的に安全に利用するために、埋立物の縮減を図るとともに、適正な維持管理を進め、今後、維持補修計画を策定し、計画に基づいた補修を実施していく必要があります。

## (5) 社会経済情勢の変化への対応

### ① プラスチックごみ削減

いまだ可燃ごみに大量のプラスチック類が分別されずに排出されている状況であることから、プラスチック資源循環に係る国内外の動向を踏まえ、プラスチックごみの削減に向けてより一層取組を強化していく必要があります。

### ② サーキュラー・エコノミーの形成

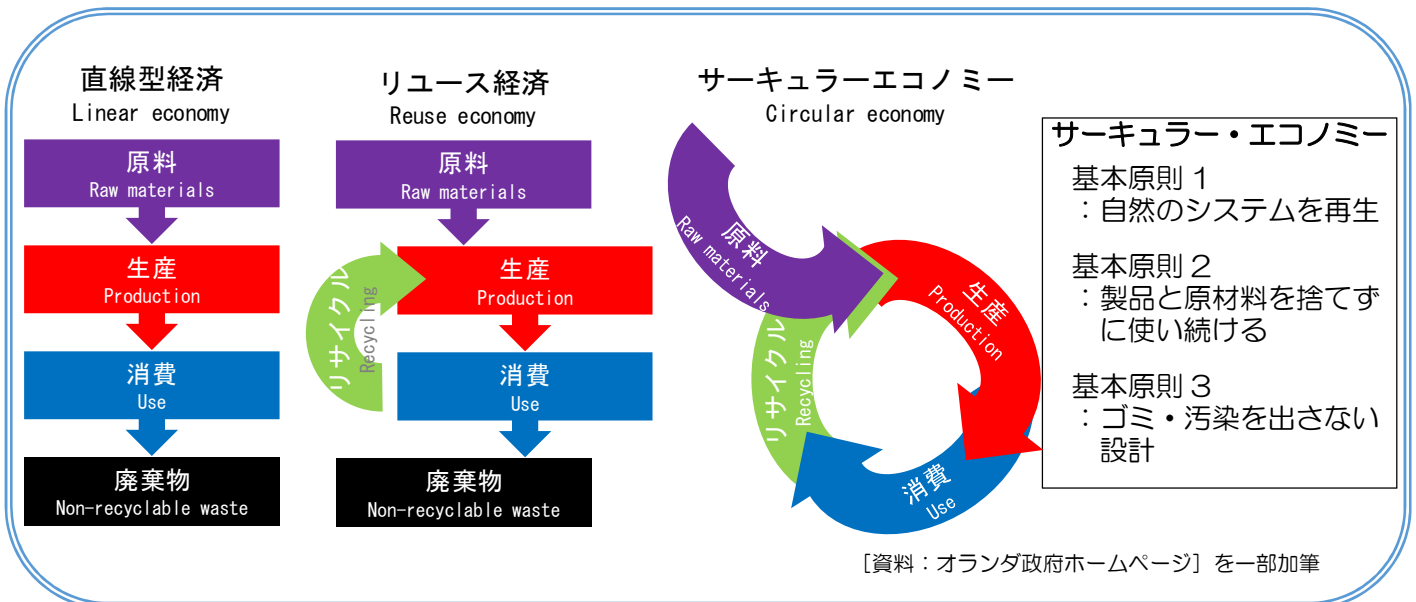
あらゆる経済活動において、従来の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に加えて、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出すサーキュラー・エコノミー（下図、参照）への移行を進めていく必要があります。

### ③ 食品ロス削減

可燃ごみ中の食品ロスが占める割合は年々増加しており、食品ロスの削減に向けた取組が十分とは言えない状況です。「食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロスの削減に向けて戦略的に取り組んでいく必要があります。

### ④ リチウム電池の分別排出・適正処理

リチウム電池及びその製品が廃棄物として排出され、収集・運搬時や処分時にリチウム電池に衝撃が加わった際に発火する火災事故が全国で多発しています。本市においても火災事故を未然に防ぐために市民や事業者に対し、分別排出の周知を行っていく必要があります。



## 第2節 ごみ処理に係る数値目標

### 目標① 排出抑制目標（市民1人1日当たりのごみ排出量）

令和13年度までに **820g/人・日**まで削減します。

### 目標② 家庭系ごみの減量目標（市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量）

令和13年度までに **609g/人・日**まで削減します。

### 目標③ 資源化率

資源化率Ⅰ：令和13年度までに **25.0%**を達成します。

資源化率Ⅱ：令和13年度までに **35.0%**を達成します。

### 目標④ 最終処分率

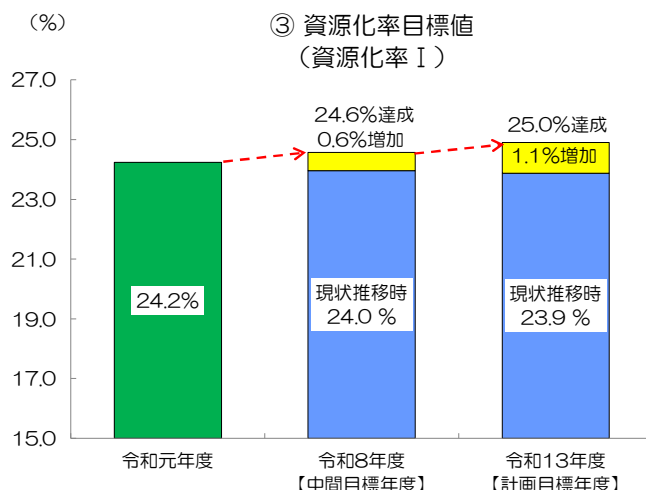
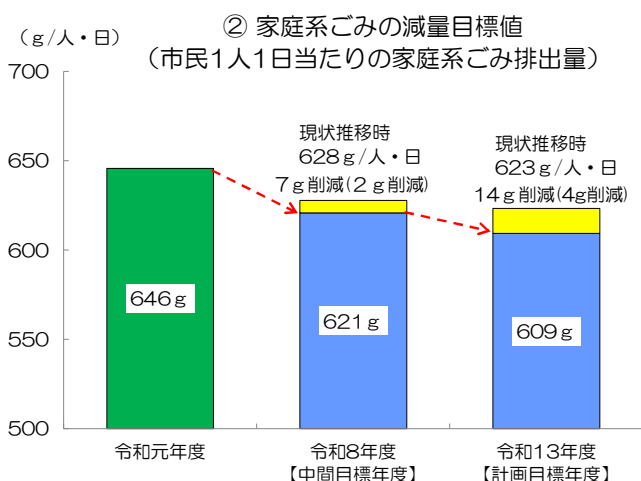
令和13年度まで引き続き **0.2%以下**を維持します。

### 目標⑤ 事業系ごみ排出量

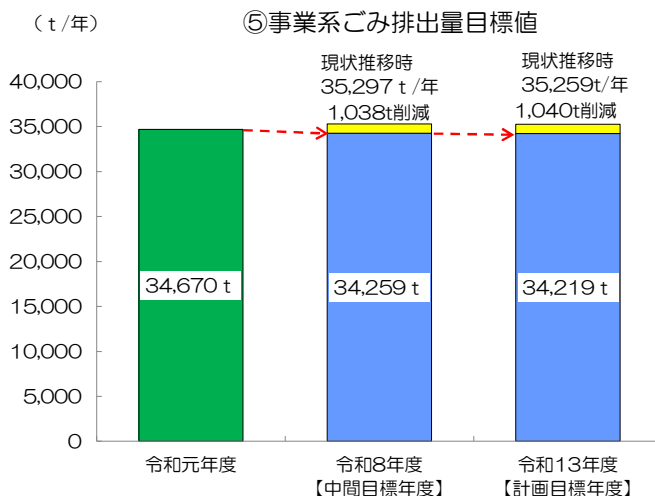
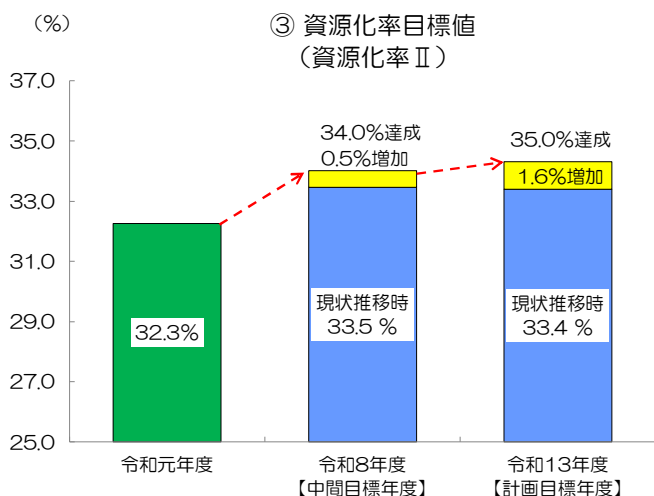
令和13年度までに **34,219t/年以下**にします。



「キュンとするまち。藤沢」  
公式マスコットキャラクター  
ふじキュン♡



※ ( ) 内の数値は食品ロス削減推進による削減量です。



### 第3節 ごみ処理基本計画

#### 1 施策体系

旧計画の施策を評価・検証したうえで、以下のとおり、本計画の施策を定めます。

(評価欄)

評価A：行政内部より指摘されている課題も少なく、着実に進行していると考えられる施策

評価B：行政内部よりある程度課題が指摘されており、進行が十分でなく、効果が不十分である施策

評価C：進行がほとんど見られない施策、または、凍結している施策

		施策	内容	評価	見直し
基本理念・環境への負荷を軽減し、未来につなげる循環型社会の実現に取り組みます	■積極的な3Rに 基本方針1 取り組むまちづくり	(1)リフューズを含めた 3R推進に関する施策	①戸別収集、ごみ処理有料化の継続	A	継続
			②リユースの促進	B	強化
			③グリーン購入の推進	A	継続
			④資源品目の拡大	B	強化
			⑤食品ロスの削減 (重点施策)	—	新規
			⑥生ごみ資源化の促進	A	継続
			⑦プラスチックごみの削減 (重点施策)	—	新規
			⑧ごみ減量推進店制度の継続	B	継続
			⑨民間処理業者による資源化の支援	B	強化
			⑩循環型社会形成への要請	A	継続
		(2)事業系ごみに関する施策	①事業者への情報発信と啓発	A	強化
			②業種別及び多量排出事業者への指導	A	強化
			③ごみ搬入時の指導 (重点施策)	A	強化
			④許可業者への指導	A	継続
	■廃棄物の適正処理システムの 基本方針2 実現	(1)施設整備に関する施策	①広域連携による施設整備	A	継続
			②焼却施設の延命化 (重点施策)	A	強化
		(2)排出・収集に関する施策	①効率的な収集運搬	A	強化
			②10ブロック区域分けによる収集の継続	A	継続
			③高齢者等を対象とした一声ふれあい収集等の継続 (重点施策)	A	継続
			④資源品目別戸別収集の継続	A	継続
			⑤剪定枝の資源化の促進	A	継続
			⑥特定処理品目の分別排出 (重点施策)	A	強化
			⑦使用済小型電子機器等の再資源化 (BOX回収)	B	継続
		(3)中間処理に関する施策	①適正な中間処理と維持管理	A	継続
			②中間処理での再資源化	A	継続
		(4)最終処分に関する施策	①最終処分場の延命化	A	継続
			②最終処分場の適正管理	A	継続
(5)災害廃棄物に関する施策	①藤沢市地域防災計画等の見直し	A	継続		
	②災害廃棄物仮置き場等の確保	A	継続		
(6)その他のごみに関する施策	①海岸清掃の継続 (重点施策)	A	強化		
	②各種リサイクル関連法に基づく対応	A	継続		
	③不法投棄対策	A	継続		
	④新たなリサイクル品目の研究	—	新規		
	⑤地球温暖化対策	—	新規		
	⑥気候変動への適応策	—	新規		
■市民、大学、事業者、NPO法人等、 基本方針3 による協働の実現	(1)協働体制の仕組み	①市民、事業者、NPO法人等、大学、行政による協働体制の充実 (重点施策)	A	強化	
		②生活環境協議会との協働の推進	A	継続	
	(2)協働事業の充実・支援	③美化清掃の充実	A	継続	
		④資源とごみの分け方・出し方の周知	A	継続	
		⑤幅広い情報発信	A	継続	
		⑥外国人及び転入者への啓発	A	継続	
		⑦市民向けの啓発と協働の場の確保	A	継続	
(3)情報発信・啓発	⑧ごみ処理施設の見学受け入れ	A	継続		
	⑨小学校等でのごみ体験学習会の継続	A	強化		
	⑩市職員等による出前講座の継続	A	強化		

## 2 重点施策

### ① 食品ロスの削減

家庭や事業所で発生する食品ロスは、皮を厚くむきすぎたり、脂っこい部分など調理せずに取り除いた部分（過剰除去）、食べ残された料理（食べ残し）、期限切れとなった食品（直接廃棄）などがあり、これらの削減に取り組むことが重要です。

食品ロスの削減への取組は「食品ロス削減推進計画」に記載します。

### ② プラスチックごみの削減

衛生目的を中心に使い捨てであることが不可欠な用途には配慮しつつ、マイバッグやマイボトルの使用など使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を促進します。

また、プラスチック製容器包装や商品プラスチックについては、今後も分別や資源化の促進を継続しながら、バイオマスプラスチックの利用促進の観点から他市における指定収集袋での回収事例等を調査します。

### ③ ごみ搬入時の指導

事業者に対しては、収集運搬業者を通じ分別の徹底を図るとともに、市施設へのごみ搬入時の指導を行います。また、抜き打ちで実施する展開検査の回数を増やし、直接の指導を強化します。そのほか、各環境事業所で事業者向けの啓発チラシを配布します。

### ④ 焼却施設の延命化

本市が保有する2箇所の焼却施設（石名坂環境事業所、北部環境事業所）について、今後も安定したごみ処理を継続して行うために、老朽化した石名坂環境事業所の焼却施設を延命化するとともに、引き続き、施設整備スケジュールに基づき段階的に事業を進めていきます。

### ⑤ 高齢者等を対象とした一声ふれあい収集等の継続

今後も一声ふれあい収集等を継続していくとともに、高齢化等により懸念される課題等を踏まえながら市民の負担を軽減するような収集方法を検討していきます。

### ⑥ 特定処理品目の分別排出

乾電池及びリチウムイオン電池、ボタン電池、蛍光管、卓上ガスボンベ・スプレー缶、水銀体温計、ライター等は特定処理品目として分別排出するものとし、市民及び事業者に対し、特定処理品目の出し方をホームページへ掲載し、チラシを配布することにより分別の徹底を図っていきます。

### ⑦ 海岸清掃の継続

今後も海岸清掃等を実施するとともにマイクロプラスチックに関する啓発も行います。また、境川に除塵機を設置し、河川ごみの除去も実施していきます。

### ⑧ 市民、事業者、NPO法人等、大学、行政による協働体制の充実

本市は、平成23年10月に湘南藤沢コンソーシアムを発足し、地域貢献の視点に立った知的集積にもとづく大学間や行政との連携、協働を進めています。

その他に、事業者と協定を締結し、新しいペットボトル回収事業やマイボトルの普及等によるプラスチックごみ削減の推進等を行っています。

今後も、地域で活動している廃棄物減量等推進員、生活環境連絡協議会、NPO法人、関連団体、市内4大学などとの協働のしくみを充実していきます。

# 第4章 食品ロス削減推進計画

## 第1節 計画策定の趣旨

### 1 計画策定の背景と目的

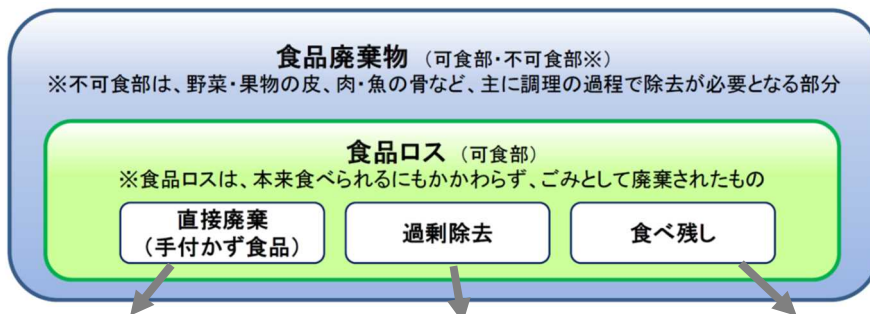
「食品ロス」とは、まだ食べられるのに捨てられている食品のことです。日本国内の食品ロス量は、年間600万トン（平成30年度）と推計されています。

食品ロス削減推進法に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（令和2年3月31日閣議決定）では、地域における食品ロスの削減の取組を推進していくために、市町村は食品ロス削減推進計画を策定することが求められています。

以上を踏まえ、市民、事業者、関係団体、行政等が相互に連携・協力の下、本市で発生する食品ロスの削減の取組を進めるため、「食品ロス削減推進計画」を策定します。

### 2 計画対象

食品ロス削減推進計画の対象は、本市全域で発生する食品ロスとします。食品ロスは「直接廃棄（手付かず食品）」「過剰除去」「食べ残し」の3つに分類され、家庭から生じる食品ロス（家庭系食品ロス）と事業活動から生じる食品ロス（事業系食品ロス）があります。

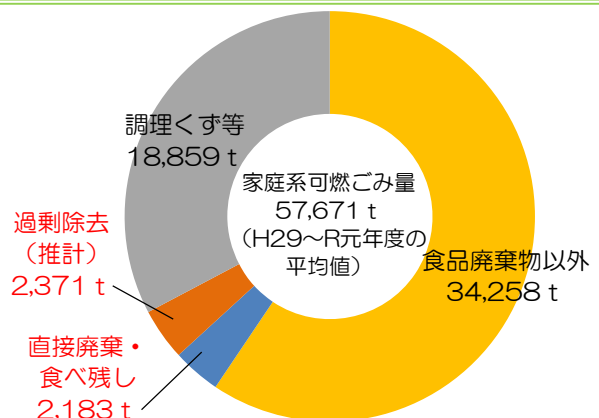


<p>賞味期限切れ等により料理の食材として使用又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの</p>	<p>不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分。(例えば、厚くむき過ぎた野菜の皮など)</p>	<p>調理され又はそのまま食卓にのぼった食品のうち、食べ切れずに廃棄されたもの</p>

## 第2節 食品ロスの現状と課題

### 1 食品ロスの発生量

本市が実施した家庭系可燃ごみ中の食品廃棄物の組成分析調査結果より、家庭系食品ロス量（食品廃棄物のうち可食部の量）は、「直接廃棄・食べ残し」と「過剰除去（推計）」の合計で4,554 t 排出されているものと推定され（右図）、年々増加しています。事業系食品ロス量（食品廃棄物のうち可食部の量）は、毎年1,600t程度発生しているものと推定されます。



## 2 食品ロス削減に関する市民アンケート

「第3次藤沢市食育推進計画（生涯健康！ふじさわ食育プラン）（令和2年3月策定）」で実施したアンケート調査（平成30年9月～10月）では、食品ロス削減を実践している市民は、回答者全体の約8割を占め、女性の方が多く実践しています。食品ロス削減の主な取組内容は右記のとおりです。

～食品ロス削減の主な取組内容～

- ・「残さず食べる」（69.0%）
- ・「賞味期限を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する」（61.6%）
- ・「日頃から冷蔵庫等にある食品の種類・量・期限等を把握しておく」（56.6%）

## 3 食品ロス削減に向けた課題

### ①食品ロス量の減量化

本市の家庭系食品ロス量は増加傾向にあり、これまでの施策をより強化して減量化を図る必要があります。また、市民アンケート調査結果から、多くの市民が食品ロス削減を実践していますが、年齢が若くなるにつれて実施している割合が低くなる傾向にあるため、とくに若い世代に対して食品ロスの減量化の必要性や取組事例等を周知していく必要があります。

一方、事業系食品ロス量は、実態を把握できていない点が課題なため、今後、アンケート調査、実態調査等を実施していく必要があります。

### ②未利用食品の有効活用

家庭系食品ロス量については、「直接廃棄（手付かず食品）」の割合が多いため、未利用食品の有効活用を進める必要があります。

### ③各主体の連携強化

食品ロスの削減に向けては、市民、事業者、行政等の多様な主体がそれぞれの立場で食品ロス問題を認識し、削減に向けた行動に移す必要があります。また、相互の連携強化を図り、各主体の連携協力により取組が促進され、市民生活や事業活動等において食品ロスの削減につながる体制を整備することが求められます。

## 第3節 食品ロス削減に係る数値目標

### 目標① 食品ロス削減目標

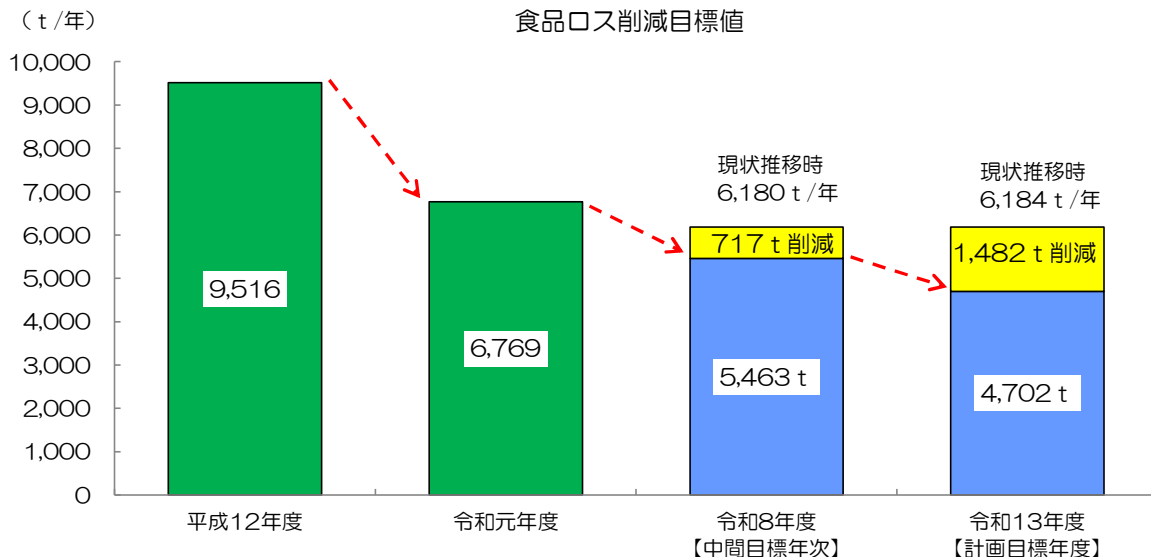
令和13年度までに **4,702t/年**まで削減します。

### 目標② 食品ロス削減に取り組んでいる市民の割合

令和13年度まで **85%以上**を維持します。



食品ロス啓発マーク



## 第4節 食品ロス削減推進計画

### 1 施策体系

食品ロス削減推進計画の施策は、以下のとおりです。

		施策	内容
【基本理念】「もったいない」の気持ちで減らそう！食品ロス	■食品基本方針1 食品ロスの発生抑制	(1)食品ロス量の把握	①食品ロスの実態調査の実施 ②食品ロスに対する市民意識調査の実施
		(2)情報発信と普及啓発	①家庭における食品ロスの削減 ア 3010（さんまるいちまる）運動等の普及啓発 イ 食品ロス削減に係る情報発信（重点施策） ウ 保育園・小学校等での食品ロスに係る学習会及び食育活動の実施 エ 市職員等による出前講座の実施 オ 食品ロス削減の取組事例等の情報発信、表彰
			②事業所における食品ロスの削減 ア 事業者による生ごみの資源化の支援 イ 事業者への情報発信と啓発 ウ 業種別及び多量排出事業者への指導 エ ごみ搬入時の指導（重点施策）
		■食資源基本方針2 食品廃棄物の推進	(1)未利用食品等の有効活用
	②フードバンクの実施支援		
	③フードシェアリング等の推進		
	(2)食品廃棄物の資源化		①生ごみ資源化の促進 ②事業者による生ごみの資源化の支援
	■食推進基本方針3 協働の推進	(1)庁内関係課との連携	①食品ロス削減推進会議等の運営
		(2)関係団体との連携強化	①関係団体との連携強化
		(3)事業者との連携強化	①事業者との連携強化
		(4)市民との連携強化	①市民との連携強化

### 2 重点施策

#### ① 食品ロス削減に係る情報発信



「広報ふじさわ」、「ごみNEWS」、市のホームページ、環境ポータルサイト「ふじさわエコ日和」、SNS等を通じて、市民・事業者に対し、食品ロス削減に係る情報について、情報提供を進めます。また、食品ロス削減に係る新しい取組やイベント、キャンペーン等についても、これらの情報媒体を通じて積極的に情報発信を行います。

#### ② ごみ搬入時の指導



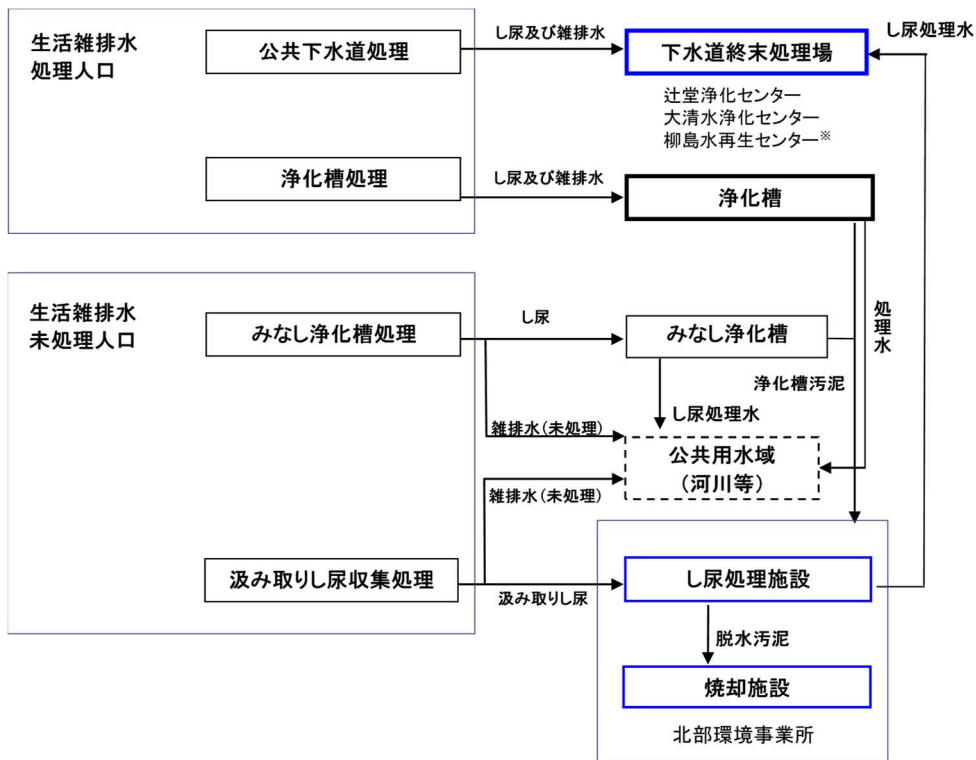
食品廃棄物を多量に排出する事業者に対しては、収集運搬業者を通じ食品ロス削減の徹底を指導するとともに、市施設へのごみ搬入時の指導を行います。また、抜き打ちで展開検査を実施し、直接の指導を強化します。また、各環境事業所で事業者向けの食品ロス削減に係る啓発チラシを配布します。

# 第5章 生活排水処理基本計画

## 第1節 生活排水処理の現状

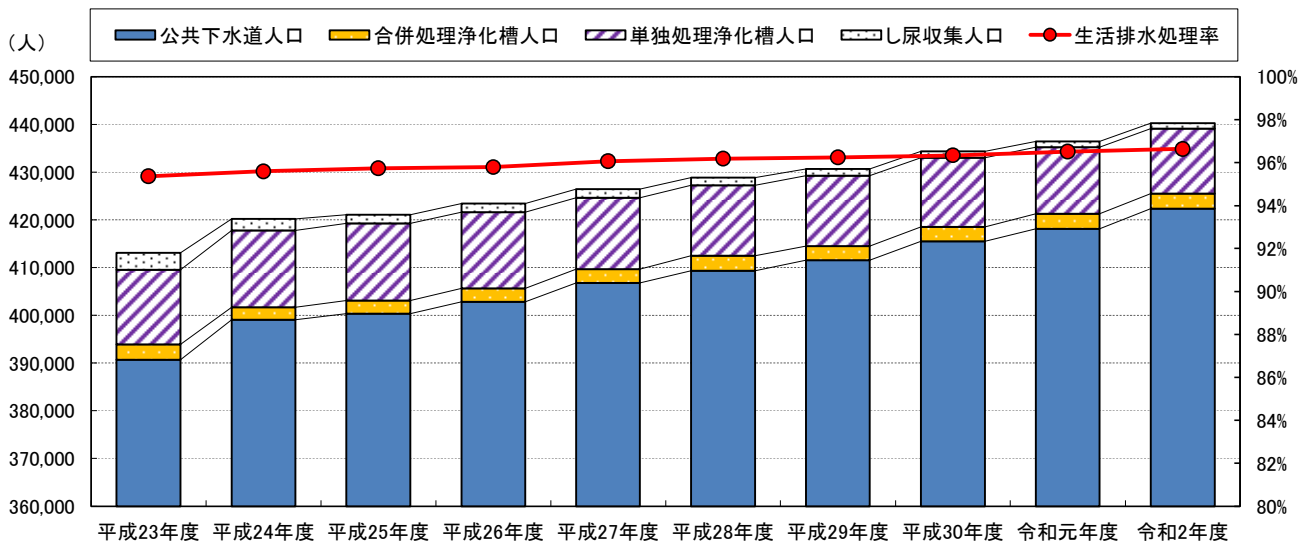
### 1 生活排水処理システム

し尿及び生活雑排水を処理するシステムとしては、公共下水道、戸別に行う浄化槽があります。収集したし尿及び浄化槽汚泥は、北部環境事業所内のし尿処理施設へ搬入されます。そこで処理した処理水は、下水道終末処理場で最終処理し、公共用水域に放流しています。また、脱水汚泥は、し尿処理施設に併設の焼却処理施設で焼却処理しています。



### 2 生活排水処理形態別人口の推移

生活排水処理人口は、公共下水道及び浄化槽への転換、促進等により、令和2年度では425,506人と、平成23年度から31,594人増加しています。また、生活排水処理率は、平成23年度から令和2年度にかけて95.4%から96.6%と1.2ポイント増加しています。

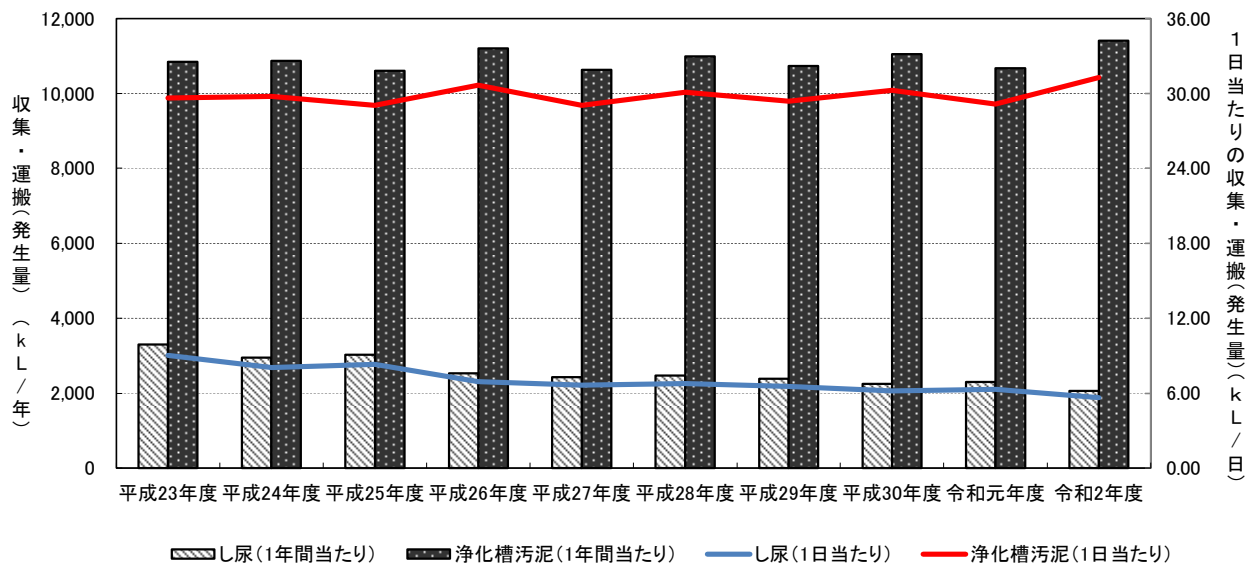




### 3 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬量

し尿の収集・運搬量は減少傾向にあり、浄化槽汚泥の収集・運搬量は増減を繰り返しながら推移しています。

平成23年度から令和2年度までのし尿及び浄化槽汚泥の1日当たりの収集・運搬量は、平均で36.87kL/日であり、北部環境事業所の処理能力（230 kL/日）以下となっています。



### 4 旧計画の推計値との比較

平成28年度から令和2年度における生活排水処理率の実績値は、旧計画の推計値とほぼ同じ数値で推移しており、概ね目標を達成しています。

項目	年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
1.計画処理区域内人口		424,708	428,846	425,359	430,662	426,009	434,405	426,660	436,466	427,130	440,313
2.生活排水処理人口		408,590	412,489	409,614	414,501	410,637	418,529	411,661	421,252	412,504	425,506
(1)コミュニティプラント		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)公共下水道水洗化人口		405,468	409,367	406,469	411,570	407,469	415,534	408,470	418,087	409,290	422,380
(3)浄化槽人口		3,122	3,122	3,145	2,931	3,168	2,995	3,191	3,165	3,214	3,126
(4)農業・漁業集落排水処理人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3.生活排水未処理人口 (みなし浄化槽人口)		14,184	14,720	14,137	14,727	13,755	14,514	13,372	13,996	13,009	13,675
4.汲み取り人口		1,934	1,637	1,608	1,434	1,617	1,362	1,627	1,218	1,617	1,132
(1)し尿収集人口		1,934	1,637	1,608	1,434	1,617	1,362	1,627	1,218	1,617	1,132
(2)自家処理人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5.処理区域外人口		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率		<b>96.2%</b>	<b>96.2%</b>	<b>96.3%</b>	<b>96.2%</b>	<b>96.4%</b>	<b>96.3%</b>	<b>96.5%</b>	<b>96.5%</b>	<b>96.6%</b>	<b>96.6%</b>
前回計画値との乖離		-	○	-	×	-	×	-	○	-	○

(単位:人)

※前回計画値との乖離では、生活排水処理率の実績値が、旧計画の生活排水処理率の推計値と同水準又はそれ以上であった場合は○、推計値以下であった場合は×としています。

### 5 生活排水処理の課題

#### ① 生活排水処理施設整備の促進

生活排水処理率を向上及び維持していくため、引き続き、生活排水未処理人口(みなし浄化槽人口)及び非水洗化人口(し尿収集人口)から生活排水処理人口への転換を促すことが重要です。

## ② 浄化槽への転換の推進

今後も浄化槽整備推進区域を継続し、また、浄化槽設置補助制度を幅広く広報することでみなし浄化槽や汲み取り式便槽から浄化槽への転換を図る必要があります。また、浄化槽の設置者は、法定検査の受検、保守点検及び清掃など浄化槽を適切に維持管理する必要があるため、市ホームページ等を通じて広く周知していく必要があります。

## ③ し尿・浄化槽汚泥の収集運搬

人口増加や公共下水道への接続、浄化槽への転換により、し尿・浄化槽汚泥の排出量は今後も変動すると予測されるため、それぞれの排出量に留意し、適正に収集が行える体制を維持する必要があります。また、北部環境事業所し尿処理施設の安定的な運転のため、し尿及び浄化槽汚泥を計画的に収集して搬入量の平準化を図る必要があります。

## ④ し尿処理施設の整備

下水道の普及により、し尿・浄化槽汚泥の処理量は、北部環境事業所し尿処理施設の施設処理能力の約16%で推移しています。排出量に対し、過剰な処理能力となっているため、2市1町による広域化を含めた最適な施設の稼働方法を検討する必要があります。

また、検討期間中も北部環境事業所し尿処理施設にて、引き続き適正な維持管理を行う必要があります。

## 第2節 生活排水処理に係る数値目標

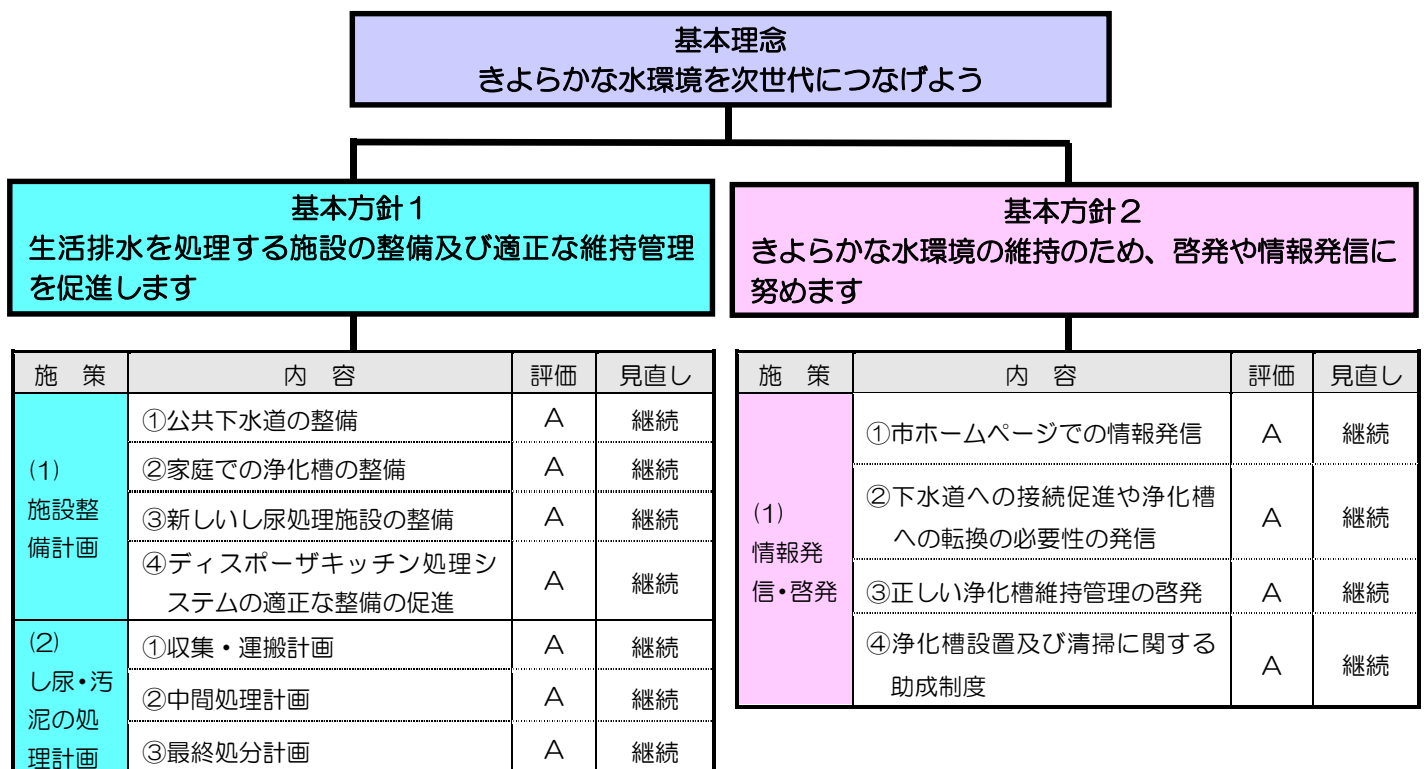
### 目標① 生活排水処理率

令和13年度までに97.0%以上を達成します。

## 第3節 生活排水処理基本計画

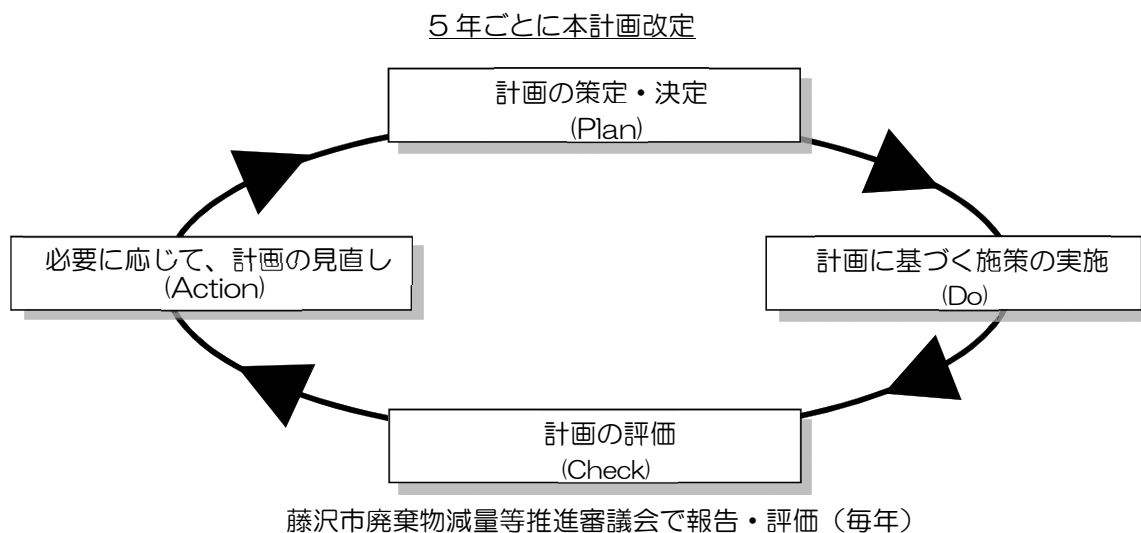
### 1 施策体系

ごみと同様に、旧計画の施策を評価・検証したうえで、以下のとおり、本計画の施策を定めます。



## 第6章 計画の進行管理

計画の達成状況を把握し、本計画に定める事項を総合的・計画的に進めるため、評価項目の指標に基づいて評価を行います。実施にあたっては下図に示すPDCAサイクルを導入し、必要に応じて計画の見直しを図っていきます。



項目	指標で測るもの	指標の名称
ごみ処理基本計画	廃棄物排出量	排出抑制目標（市民1人1日当たりのごみ排出量） （g/人・日）
		家庭系ごみの減量目標（市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量）（g/人・日）
	廃棄物の再利用	資源化率Ⅰ・Ⅱ（％）
	最終処分量	最終処分率（％）
	事業系ごみ排出量	事業系ごみ排出量（t/年）
食品ロス削減推進計画	食品ロス排出量	食品ロス排出量（t/年）
	食品ロス削減の取組	食品ロス削減に取り組んでいる市民の割合（％）
生活排水処理基本計画	生活排水の適正処理	生活排水処理率（％）

この作品は、日本財団と海さくらの企画により「ちびっこBEACH SAVER」が、juju Takeshi さんの下絵に片瀬東浜で拾ったプラスチック片で製作したものになります。



## 藤沢市一般廃棄物処理基本計画 概要版

2022年(令和4年)3月改定

藤沢市環境部環境総務課

〒251-8601 藤沢市朝日町1-1

電話 0466-50-3529 / FAX 0466-50-8417

E-mail fj-kankyou-s@city.fujisawa.lg.jp



分別プリンセス  
ピンキーちゃん